

県有施設への太陽光発電施設設置事業（PPA方式）に対する質問への回答（10月9日時点）

No.	質問事項	質問内容	回答内容	質問日
1	様式第5-3号 過去の事業実績について	他発注者との契約金額の記載は必須でしょうか。必須でない場合は空欄のままの提出で差し支えないでしょうか。	他発注者との契約上の関係等により、やむを得ない場合は、契約金額は伏せても構いません。	10月5日
2	様式第5-2号 イの（ア）担当者等について	総括責任者及び担当者について、予定者欄には個人名を記載すればよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。	10月5日
3	様式第5-2号 イの（イ）協力事業者等の業務分担について	「公募型プロポーザル方式による企画提案実施公告」 P12の3 企画提案書作成にあたっての留意事項に「業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）」とありますが、協力事業者等名欄には、企業名は記載せずに業種を記載すればよろしいのでしょうか。	お見込のとおりです。企業名は記載せず、業種等を記載してください。	10月5日
4	様式第5-2号 イの（イ）協力事業者等の業務分担について	協力事業者名欄に、業種等ではなく企業名の記載が必要な場合、事業契約後にその企業が変更となった場合問題ありませんでしょうか。	NO. 3の回答のとおり。	10月5日
5	企画提案書等作成要領 2 企画提案書の内容（1）事業の実施内容（様式 5-1）カ 自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金比較について	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金活用を活用しない単価を記載とありますが、補助金の活用を前提としてお考えでしょうか。仮に補助金が採択されなかった場合、大きな方針転換となると思われますが、その際は、どのように考えたらよろしいでしょうか。	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）の活用を前提として考えています。 仮に当該補助金に採択されなかった場合、本公告に示す条件（電力単価等）を満たさず、県と事業者で契約締結しない場合が想定されるため、再度補助金申請を行う、業者選定をやり直すなどの対応が考えられます。（NO. 12に同様の質問あり。）	10月5日
6	別紙 1 事業実施対象施設について	本件施設は広域物資輸送拠点に指定されていますが、今後、岡山市などの指定緊急避難所や指定避難所となる場合がありますか。	現在のところ、そのような予定はありません。	10月5日
7	太陽光発電設備設置事業（PPA方式）仕様書 2 事業内容（6）その他の条件 エ 工事の条件（報告・保安・点検・災害対応等）（イ）について	本件の太陽光発電設備は50 kW以上の高圧電気設備になりますが、保安規定に基づく保守点検は、弊社選定の電気管理技術者（電気主任技術者）でよろしいですか。	事業者決定後に県と協議のうえ、決定することとしています。	10月5日

8	太陽光発電設備設置事業（PPA方式）仕様書2 事業内容（4）事業の条件 ウ 構造調査について	本件太陽光発電設備を屋根上に設置する際、過大な重量になることが予測されます。 “建物設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン～構造、電気安全に関する事項～ 2025 年版”では、電気事業法での太陽電池発電設備、および建築基準法での建築設備としての構造上の要求を満足させる必要があります。 構造確認は太陽光発電設備を加味した建物全体の構造計算書、耐荷重計算書が必要です。 また、別紙1 事業実施対象施設の【※センター棟横の大展示場の屋上については、過年度の調査で耐荷重の問題で「設置不可」と判断されている】とありますが、すでに構造計算済と考えてよろしいでしょうか。	構造確認は太陽光発電設備を加味した建物全体の構造計算書、耐荷重計算書が必要です。 また、県においても構造確認を実施しています。	10月5日
9	仕様書 2事業内容(4)事業の条件 ウ構造調査	事業実施対象施設の図面一式（意匠図・構造図・構造計算書）をご提示下さい。 対象建物屋上への太陽光パネル設置及び安全性の確保に検討が必要です。	参加資格申請のあった事業者提供済です。	10月7日
10	実施公告 7契約候補者の選定及び契約の締結等	本事業の契約書雛形をお示し下さい。 また、事業者側から辞退する場合、ペナルティが発生する具体的なタイミングとペナルティの基準（金額的）があれば、お教え下さい。	現時点で契約書の雛形はなく、本公告（仕様書）の内容を基に、作成する予定です。また、契約書には、違約金や損害賠償の規定を盛り込む予定ですので、契約締結後の辞退は、ペナルティが発生する可能性があります。	10月7日
11	仕様書 別紙2予想されるリスクと責任分担	【維持管理関連・維持管理費用の増大】10年後・20年後の人員費高騰（物価変動）についても、事業者負担となるのでしょうか。	原則は、事業者負担となりますが、仕様書2（3）キに記載のとおり、電気料金単価が明らかに不相当となった場合には、別途協議することとしています。	10月7日
12	実施公告 1事業概要（4）補助金の活用を見込んだ単価	【補助金の申請・採択について】 本事業では地域レジリエンス補助金の活用を見込んでいるのですが、令和8年度第3次公募の応募期限が9月30日である一方、契約候補者決定は11月9日予定となっています。補助金は既に申請済みでしょうか。また、不採択の場合の本事業及びPPA単価の取扱いをご教示ください。	当該補助金については、次回（第4次）以降の応募を想定しており、基本的には事業者主体で申請していただきます。補助金が不採択となった場合、提案いただいた電力単価の設定は難しいと考えられるため、再度補助金申請を行う、業者選定をやり直すなどの対応が考えられます。（NO.5に同様の質問あり。）	10月7日
13	仕様書（6）その他の条件 エ 工事の条件（イ）電気主任技術者	【電気主任技術者の費用負担について】 保安管理費用について、事業者負担を想定されているでしょうか また、事業者負担となる場合は、想定される費用及び契約方法についてご教示ください。	当該費用負担等については、事業者決定後に県と協議のうえ、決定する予定です。（NO.17に同様の質問あり。）	10月7日

14	実施公告 1事業概要 (4) 上限単価	【上限単価について】 企画提案実施公告1(4)に記載の上限価格21.5円/kWhについて、消費税及び地方消費税を含まない税抜単価との認識でよろしいでしょうか。	消費税及び地方消費税を含む税込単価です。	10月7日
15	仕様書 2事業内容 (1) 事業概要 ウ電力供給開始時期	【設置・稼働スケジュールについて】 補助金の採択・交付決定、PPA契約、設計・施工着手、設備設置完了及び電力供給開始について、県が想定するスケジュールをご教示ください。また、補助金手続きが遅れた場合、設置時期及びPPA事業開始時期の変更は可能でしょうか。	県では、特段の問題がなければ、令和9年4月1日に電気供給開始を想定していますので、令和9年3月中の設備設置完了が必要と考えています。 また、補助金については、12月中には採択・交付決定される想定でいます。その他の詳細なスケジュールについては、事業者からの提案によるものと考えています。 また、本年度中に補助金の追加公募がある想定であり、それに間に合うよう事業者主体で手続きを行っていただくよう考えていますが、本年度の公募がない場合などについては、県と事業者で相談のうえ、令和9年度の公募に申請し、令和9年度のなるべく早い段階での設備設置完了・電気供給開始を考えています。	10月7日
16	防水層の更新時期について	パネル設置対象となる部分の防水層の更新は、直近でいつ実施されたものでしょうか。 また、次の更新はいつ頃を予定していますでしょうか。	センター棟の屋上防水層設置は、令和元年度に実施しています。 また、今回の更新は、点検等により更新が必要と判断したタイミングで実施する予定であり、現時点では、いつ実施するか決まっていません。	10月7日
17	電気主任技術者への費用負担について	太陽光発電施設を新設することで、主任技術者様に支払う費用の増は発生しますか。発生した場合、それはPPA事業者側の負担となりますか。	当該費用負担等については、事業者決定後に県と協議のうえ、決定する予定です。(N0.13に同様の質問あり。)	10月7日
18	大展示場の耐荷重調査について	センター棟横の大展示場の屋上について、過年度の耐荷重調査の内容は見せていただくことは可能でしょうか(軽量パネルなどの検討のため)	参加資格申請のあった事業者に参考に提供することとします。	10月7日
19	補助金の公募内容に伴う影響について	上限価格は、R8年度の補助金活用を想定しているものですが、R9年度補助金となり補助金額が変更となった場合はPPAの条件について別途協議が可能でしょうか。	可能です。	10月7日
20	非常用コンセントの設置個数について	非常用コンセント盤の設置に際し、最低必要設置個数等、設置数に条件はありますでしょうか。	条件はありません。	10月7日
21	改修工事に伴う設備の停止期間について	改修工事による一時的な運転停止は、どの程度の期間を想定されているでしょうか。	今後屋上防水層の更新を行う際、損傷度合により全面張替・部分張替など工法は異なってきますので、一概に何カ月とお答えはできませんが、想定される最も長期間を要する全面張替は、前回の更新時には、4カ月程度期間を要しました。	10月7日